

相談窓口

内容	問合先等
高齢者のさまざまな相談	<ul style="list-style-type: none"> ●藤井寺市地域包括支援センター ☎937-2641 (電話相談は24時間) 月～金曜日 午前9:00～午後7:00 土曜日 午前9:00～午後5:30 (祝日、年末年始除く) P8
介護保険サービスについての相談	<ul style="list-style-type: none"> ●藤井寺市高齢介護課 ☎939-1164・1165 ●利用しているサービス事業者の苦情相談窓口 ●藤井寺市高齢介護課 ☎939-1164・1165 ●大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談担当 ☎06-6949-5418 月～金曜日 午前9:00～午後5:00 (祝日、年末年始除く)
高齢者の虐待に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ●藤井寺市地域包括支援センター ☎937-2641 ●藤井寺市高齢介護課 ☎939-1169 緊急時は迷わず110番
人権についての相談	<ul style="list-style-type: none"> ●藤井寺市人権悩みの相談室 ☎939-1118 月・火・水・金・土曜日 (年末年始除く) 午前9:00～正午、午後1:00～午後4:00 ●女性相談窓口 (予約制) ☎939-1050 月・火・木曜日 (祝日、年末年始除く) 午前10:00～正午、午後1:00～午後5:00
高齢者を狙う悪質商法に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ●藤井寺市消費生活センター ☎939-1320 月～金曜日 午前10:00～正午、午後0:45～午後4:00 (祝日、年末年始除く)
健康や医療に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ●藤井寺市健康・医療連携課 ☎939-1112 ●大阪府藤井寺保健所 ☎955-4181 月～金曜日 (祝日、年末年始除く) 午前9:00～午後5:45 (医療機関相談は午後4:00まで)
認知症についての相談	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症疾患医療センター (大阪さやま病院) ☎072-365-1875 月～土曜日 (祝日除く) 午前9:00～午後5:00
救急車を呼ぶほどではないが、突然の病気やケガで迷ったら	<ul style="list-style-type: none"> ●救急安心センターおおさか ☎06-6582-7119 #7119(短縮ダイヤル) 緊急時は迷わず119番
夜間・休日の精神的な不調についての緊急相談	<ul style="list-style-type: none"> ●おおさか精神科救急ダイヤル ☎0570-01-5000 月～金曜日 午後5:00～翌午前9:00、土・日曜日・祝日・年末年始 午前9:00～翌午前9:00 (24時間)

発行／藤井寺市健康福祉部高齢介護課 〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号 1階3番窓口 ☎072-939-1111 (代表) FAX 072-939-0399

発行：令和6年4月



藤井寺市

はじめに

介護保険は、本人や家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支えあうためにつくられた制度です。

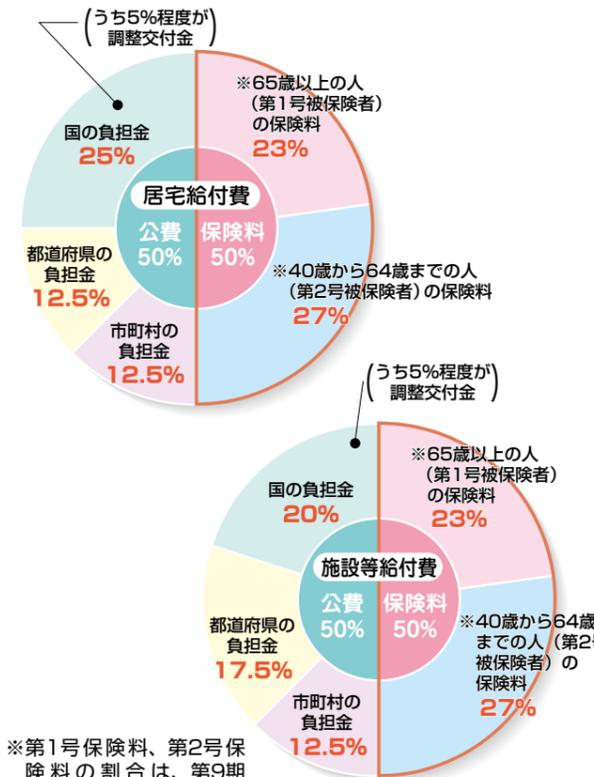
住民のみなさんと市町村、サービス事業者などが一体となって、制度の更なる充実に努め、介護する人も、介護される人も、住みなれた地域社会の中で安心して暮らせるまちを築きましょう。

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、わたしたちの住む市町村が運営しています。40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、サービスを利用できるしくみとなっています。

介護サービスや介護予防などの事業の実施のために必要な費用を被保険者・国・都道府県・市町村が次のような割合で負担しあうことで成り立っています。

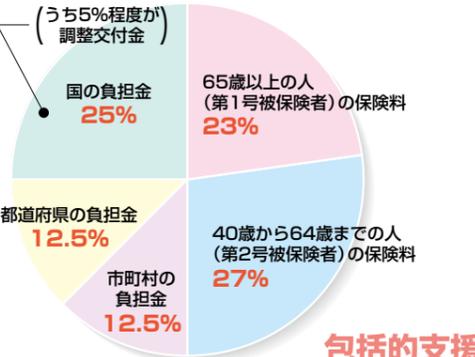
標準給付費 財源の半分が保険料です



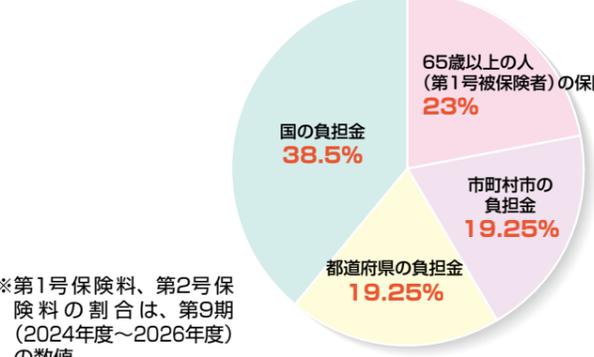
※第1号保険料、第2号保険料の割合は、第9期(2024年度～2026年度)の数値

地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



※第1号保険料、第2号保険料の割合は、第9期(2024年度～2026年度)の数値

もくじ

介護保険とは

介護保険ってどんなもの? 2

介護保険のしくみ

介護保険について 4

サービスの利用のしかた

サービスを利用するために 6
 ケアプランの作成 8
 サービスの利用者負担 10

利用できるサービス

サービスについて 12

●…在宅サービス P14~19 ◆…施設サービス P20~22 ★…地域密着型サービス P23~25

こんなサービスがあります!

- 訪問介護/訪問型サービス..... P14 ●特定施設入居者生活介護 P17 ★認知症対応型共同生活介護..... P23
- 訪問入浴介護 P14 ●福祉用具貸与 P18 ★地域密着型通所介護 P23
- 訪問リハビリテーション P15 ●特定福祉用具販売 P18 ★認知症対応型通所介護 P23
- 訪問看護 P15 ●住宅改修費支給 P19 ★小規模多機能型居宅介護 P24
- 居宅療養管理指導 P15 ◆介護老人福祉施設 P20 ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 P24
- 通所介護/通所型サービス P16 ◆介護老人保健施設 P20 ★看護小規模多機能型居宅介護 P24
- 通所リハビリテーション P16 ◆介護医療院 P21 ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P25
- 短期入所生活介護 P17 ★地域密着型特定施設入居者生活介護 P25
- 短期入所療養介護 P17 ★夜間対応型訪問介護 P25

介護予防・日常生活支援総合事業 26

高齢者を支えます

認知症の人の状態に応じたケア（認知症ケアパス） 28
 高齢者を支えるサービス（介護保険以外のサービス） 30

介護保険ってどんなもの？

日本は世界でも類を見ない、超高齢社会に突入しています。藤井寺市では今後、人口が減っていく中で、高齢化率は上昇し続けて約15年後には市民の3人に1人は高齢者となり、また高齢者単身の世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し主流となることが予想されます。

このような超高齢社会では、高齢者の支え手や介護の担い手が不足することから、自分自身ができる限り健康でいられるよう、要介護状態とならないように予防の取組みがますます大切になります。また、どのような暮らしを選択するのか、本人・家族が選択することの意味を理解し、そのための心構えを持つことが重要となっています。介護保険に関する正しい知識のもとに、望む暮らしが続けられるよう、このガイドをお役立てください。

介護保険の目的

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により(要介護状態となった者が、)その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う(以下略)

(国民の努力及び義務)

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

地域包括ケアシステムと心構え

人口の減少、介護需要の増加などの困難な課題に対して、様々な関係者が力を合わせて対応していくという概念が地域包括ケアシステムです。介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、連携しながら在宅生活を支えることを、植木鉢の図で例えています。



介護や医療の専門職によるサービスが「葉っぱ」であり、葉っぱを育てるためにまずは生活の基盤である「すまいとすまい方」が「鉢」のようにしっかりと確保されている必要があります。

また、植木鉢を満たす「土」として、一人ひとりの「介護予防」や、隣近所の支え合いなども含めた幅広い「生活支援」が肝心です。これらが充実しなければ、葉っぱにしっかりと養分がいかずに、枯れてしまう可能性があります。

さらに、「皿」で表されるように、これらの全ての基礎として、各自が選択し、家族を含めて心構えを持つことが求められています。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

介護保険を上手に使って、いつまでも自分らしい生活を

元気であるために、できることは続けていくこと。できるようになりたい、と目標を持つこと。その後押しをするのが、介護保険の「自立支援」という考え方です。体に多少不自由なところが出てきたとしても、介護保険を使って「できないことを補う」のではなく、「できることを引き出す」ことで、その人らしい自立した暮らしを支援することが、介護保険の大きな目的です。

●心がけ次第で大きく変わる、数年後の暮らし

Aさん

サービスを使わないと損だしヘルパーさんに全部お願いしちゃおう

膝や腰が痛くて家事が大変になってきたし、これからはヘルパーさんに掃除も洗濯も全部してもらおうかな。

数年後

身体を動かさないと、どんどん筋力が衰えて弱っていった。

体は弱ってきたし介護の費用もいっぱいかかって大変やわ～

Bさん

自分でできることは工夫して、できる限り自分でしよう

掃除機は重くてしんどいけど、代わりにワイパーを使えば自分で掃除できる部分もあるかも。

地域の体操の集まりに参加して積極的に身体を動かそう。

数年後

自分でできることが自信につながり、毎日が意欲的に！趣味も続けられています。

負担も少なく済むし、介護予防を心がけて取り組んで良かったわ～

いつまでも自分らしく生活するために、適切なサービスを選択し、積極的に健康づくりに取り組みましょう。

介護保険についてよくある質問

体力に少し自信がなくなってきたので、介護の認定を申請しておいた方がいいですか？

介護保険は、あなたの「したい」「できるようになりたい」と思うことを、自分の力でできるように支援する制度です。いつまでもいきいきと暮らし続けられるよう、正しい知識を持って制度を上手に使いましょう。

介護の認定を持つ人や、介護サービスを利用する人が周囲に増えてくると、申請しなければと不安になるかもしれません。要介護認定は、申請日から約30日で結果が出ます。もしも早急にサービスが必要となったときは、結果を待たずに利用することができますので、ご相談ください。サービスを利用する予定が特にない場合は申請しておく必要はありません。また、認定がない人でも、藤井寺市の事業としてリハビリテーションの専門職や管理栄養士などの訪問により、元気になるためのアドバイスを受けることができます。詳しくはP26を参照ください。

介護保険について

介護保険制度は市町村が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

介護保険加入者（被保険者）

必要なサービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護（要支援）認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料（サービスの利用者負担割合分）を支払います。

65歳以上の人（第1号被保険者）

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人
 （どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません）



40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる人

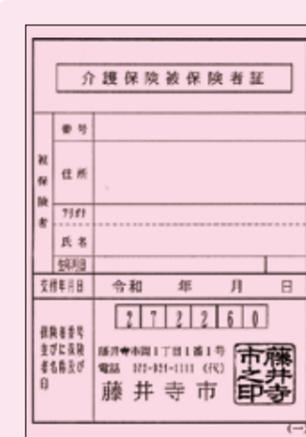
特定疾病により介護や支援が必要と認定された人
 （交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）



特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- がん
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
- および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

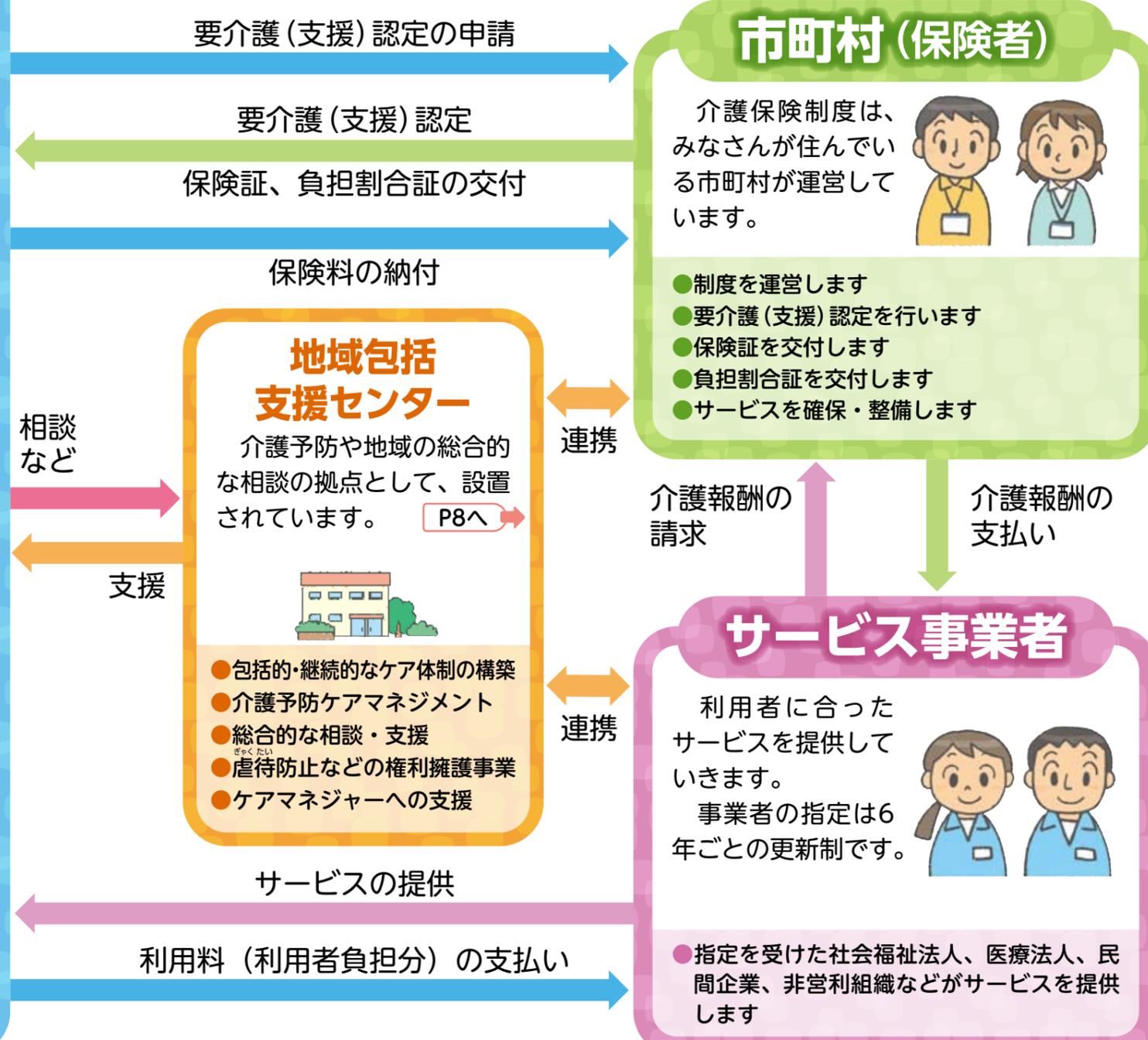


介護保険の保険証（介護保険被保険者証）

介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

こんなときに使います

- 要介護（支援）認定の申請
介護や支援が必要となり、要介護（支援）認定の申請をするとき。
- ケアプランなどの作成
ケアプランなどの作成依頼を本市に届け出るとき。
- サービスの利用
サービスを利用するとき。



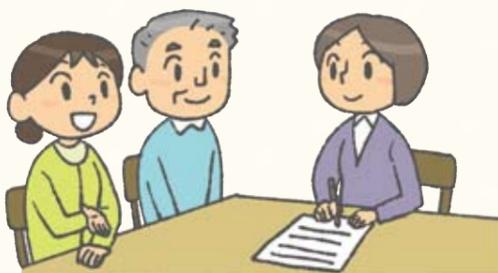
サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや本市の窓口で相談しましょう。

1 相談します

地域包括支援センターや本市の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、
介護予防サービス
を利用したい人



※本市では原則として、新規にサービスの利用を希望される人には要介護（要支援）認定をしていただくようご案内します。認定がなくても利用できるサービスもあります。窓口でご相談ください。

2 要介護（要支援）認定の申請をします

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、本市の窓口で要介護（要支援）認定の申請をします。

※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。認定調査と主治医意見書をもとに要介護度及び有効期間が介護認定審査会で審査・判定されます。

介護認定調査員

認定調査のために自宅を訪問する、本市の職員や本市から委託された事業所のケアマネジャーなどのことです。

主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定審査会

本市が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議です。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。



4 認定結果が届きます

認定結果は、申請日から約30日で本市より送付いたします。

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

P8へ

要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

P8へ

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人

P8へ

認定結果に納得できないときは？

要介護（要支援）認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは本市の窓口で相談しましょう。その上で納得できない場合には、3か月以内に大阪府に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

認定調査ってどんな調査？ どんな準備が必要？

自宅などを調査員が訪問し、あらかじめ定められた74項目（全国共通）にしたがって質問します（一部動作確認あり）。認定調査は、おおむね1時間程度かかります。認定調査の結果が要介護（要支援）認定の重要な判断基準になります。意識して普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な結果を得られない場合があります。日常の様子等について詳しく尋ねられる場合もありますので、できるだけ具体的にありのままを伝えましょう。「何について、どう困っているか」等日頃から細かくメモに取って調査員に渡すこともよいでしょう。

ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

居宅介護支援事業者とは？

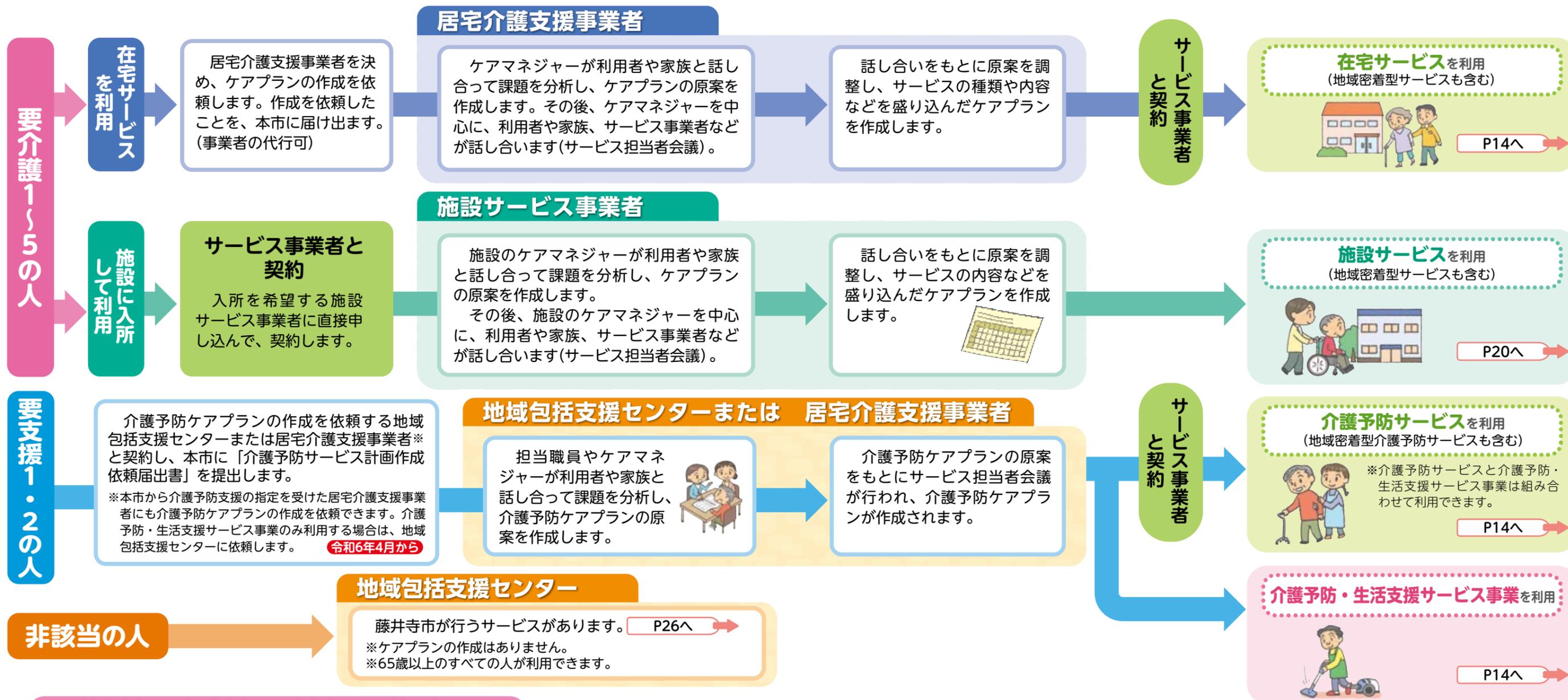
ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護（要支援）認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整などを行います。

ケアマネジャー（居宅介護支援専門員）とは？

本人に適したケアプランの作成や施設選び等を行う幅広い介護知識をもった専門家です。利用者が安心して、介護サービスを利用できるよう支援します。

ケアプランとは？

どんなサービス、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書の事です。このケアプランにもとづいてサービスを利用します。



地域包括支援センターってどんなところ？

高齢者のみなさんを、福祉、保健、介護などさまざまな面から、総合的に支えるためのセンターです。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などが、協力して高齢者やその家族のご相談をお受けし、住みなれた藤井寺市で健やかに生活できるようサポートします。



お気軽にご相談ください！

藤井寺市地域包括支援センター

住所：藤井寺市北岡1-2-8 藤井寺市社会福祉協議会内
TEL：937-2641 FAX：937-2643

※電話は24時間受け付けます。

●開所時間

月～金曜日 午前9：00～午後7：00
土曜日 午前9：00～午後5：30
(祝日、年末年始を除く)

地域包括支援センターへの相談内容

例えばこんなとき

介護保険のサービスを利用するにはどうしたらいい？

要支援1・2の認定を受けたので介護保険のサービスを受けたい

近所の高齢者が最近自宅に閉じこもり気味で心配



体調が悪く、健康を維持したい



将来認知症になったとき、財産の管理が心配

近所に虐待されているかもしれない高齢者がいるけどどうしたらいいかわからない

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1～3割です。

利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額（特別控除後）※1が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「課税年金収入額+その他の合計所得金額（特別控除後）※2」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割の対象ではなく①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額（特別控除後）が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「課税年金収入額+その他の合計所得金額（特別控除後）※2」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

※1「合計所得金額（特別控除後）」とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額であり、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額です。かつ、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。

※2「その他の合計所得金額（特別控除後）」とは、合計所得金額（特別控除後）から、公的年金等に係る雑所得を控除した額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者などには、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に1か月の支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です（介護保険が負担する分も含んだ額です）。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP10参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●年収約1,160万円以上	140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額※および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円

※「合計所得金額（特別控除後）」、「その他の合計所得金額（特別控除後）」についてはP10をご覧ください。

■対象の人には、本市より案内を送付します。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護（介護予防）サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70歳以上の人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円
210万円以下	60万円	一般（市民税課税世帯）	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ※1	31万円
		低所得者Ⅰ※2	19万円

※1 低所得者Ⅱ…市民税非課税世帯の人

※2 低所得者Ⅰ…市民税非課税世帯の人で世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人。（年金収入のみの場合、収入80万円以下の人）

低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は世帯合算できません。

●対象の人には、医療保険者より案内があります。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減があります。

サービスについて



介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

- 「利用者負担（1割）のめやす」は実際にサービスにかかる費用の1割の額です。なお、利用者負担の割合は所得などにより2割または3割となる場合があります。サービスによっては食費や居住費など、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容による加算などがあります。※利用者負担の割合については、P10を参照してください。
- 訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、短期入所生活介護（介護予防含む）は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」の対象になります。

令和6年4月から サービス費用のめやすが変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導は令和6年6月から変わります。

- …在宅サービス P14~19
- ◆…施設サービス P20~22
- ★…地域密着型サービス P23~25

こんなときは…

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

こんなサービスがあります！

- 訪問介護／訪問型サービス P14
- 訪問入浴介護 P14
- ★夜間対応型訪問介護 P25

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？

- 訪問リハビリテーション P15
- 訪問看護 P15
- 居宅療養管理指導 P15

寝たきりでも自宅で入浴したいときは？

- 訪問入浴介護 P14

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？

- 通所介護／通所型サービス P16
- 通所リハビリテーション P16
- ★地域密着型通所介護 P23
- ★認知症対応型通所介護 P23

家族の介護の手を休ませたいときなどは？

- 通所介護／通所型サービス P16
- 通所リハビリテーション P16
- 短期入所生活介護 P17
- 短期入所療養介護 P17
- ★認知症対応型通所介護 P23
- ★地域密着型通所介護 P23

夜間に介護をしてほしいときは？

- ★夜間対応型訪問介護 P25
- ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P25

老人ホームなどでサービスを受けたいときは？

- 特定施設入居者生活介護 P17
- ★地域密着型特定施設入居者生活介護 P25

家庭での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与 P18
- 特定福祉用具販売 P18
- 住宅改修費支給 P19

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- ◆介護老人福祉施設 P20
- ◆介護老人保健施設 P20
- ◆介護医療院 P21
- ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 P24

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？

- ★小規模多機能型居宅介護 P24
- ★看護小規模多機能型居宅介護 P24

認知症に対応したサービスを受けたいときは？

- ★認知症対応型共同生活介護 P23
- ★認知症対応型通所介護 P23

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。あなたの生活の目標達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「ケアマネジャーさんにすべてお任せする」のではなく、目標やどんな生活が行いたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているかケアマネジャーが評価します。サービス利用途中でも、「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



介護サービス事業者を探すために

介護サービス事業者については、ケアマネジャーや市町村、地域包括支援センターにご相談ください。ご自分で探したい場合は、インターネットで検索することもできます。

厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)

介護 公表

検索

クリック！



また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するのなら、実際に見学や体験利用をしてみることをおすすめします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

● 訪問を受けて利用するサービス

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、本人以外の家族のための家事や、ペットの世話などのサービスは、介護保険の対象になりません。



※()内は1割の場合の利用者負担

要介護1~5の人 訪問介護

内容	利用時間など	サービス費用のめやす
身体介護が中心	20分以上30分未満	2,542円 (255円)
生活援助が中心	20分以上45分未満	1,865円 (187円)
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	1,010円 (101円)

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

訪問型サービス (介護予防・生活支援サービス事業)

要支援1・2の人

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

基準や利用料など 藤井寺市が基準や利用料などを設定します。

● 介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。



※()内は1割の場合の利用者負担

要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1~5の人 訪問入浴介護

	要介護度	サービス費用のめやす
1回につき	要支援1・2	8,919円 (892円)
	要介護1~5	13,191円 (1,320円)

● 自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1~5の人 訪問リハビリテーション



※()内は1割の場合の利用者負担
※赤字は令和6年6月からの額

	要介護度	サービス費用のめやす
1回 (20分以上) につき	要支援1・2	3,171円(318円) / 3,078円(308円)
	要介護1~5	3,171円(318円) / 3,181円(319円)

● 看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問看護

要介護1~5の人 訪問看護



※()内は1割の場合の利用者負担
※赤字は令和6年6月からの額

訪問看護の時間	要介護度	サービス費用のめやす	
		(訪問看護ステーションから訪問の場合)	(病院・診療所から訪問の場合)
30分未満の場合	要支援1・2	4,689円(469円) / 4,699円(470円)	3,970円(397円) / 3,980円(398円)
	要介護1~5	4,897円(490円) / 4,907円(491円)	4,147円(415円) / 4,157円(416円)

※疾病により、医療保険による訪問看護が提供されることがあります。

● 居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

要介護1~5の人 居宅療養管理指導



※()内は1割の場合の利用者負担
※赤字は令和6年6月からの額

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

内容	利用限度回数	サービス費用のめやす (1回につき)
医師が行う場合	1か月に2回まで	5,140円(514円) / 5,150円(515円)

こんなときは? 事業者と契約するとき

介護保険によるサービスを利用するには、サービス事業者との「契約」が必要です。契約の必要がある場合は、以下のようなことに注意しましょう。

サービスの内容……利用者の状況にあったサービス内容や回数となっているか。	利用者からの……利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。
苦情への対応……利用者からの苦情に耳を傾け適切な処置をとってくれるか。	損害賠償……サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。
利用者負担金……利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているかどうか。	秘密保持……利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報保持が保持されるようになっているか。

● 通所して利用するサービス

通所介護 (デイサービス)

食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

要介護1~5の人 通所介護

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満の場合 (送迎を含む)	要介護1	6,757円 (676円)
	要介護2	7,979円 (798円)
	要介護3	9,243円 (925円)
	要介護4	10,506円 (1,051円)
	要介護5	11,789円 (1,179円)

※()内は1割の場合の利用者負担

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。



通所型サービス (介護予防・生活支援サービス事業)

要支援1・2の人

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職により行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

基準や利用料など 藤井寺市が基準や利用料などを設定します。

通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで受けます。

要支援1・2の人 介護予防通所リハビリテーション

内容	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき (送迎を含む)	要支援1	21,207円(2,121円) / 23,428円(2,343円)
	要支援2	41,309円(4,131円) / 43,675円(4,368円)

※()内は1割の場合の利用者負担
※赤字は令和6年6月からの額



要介護1~5の人 通所リハビリテーション

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満の場合 (送迎を含む)	要介護1	7,819円(782円) / 7,871円(788円)
	要介護2	9,266円(927円) / 9,327円(933円)
	要介護3	10,732円(1,074円) / 10,805円(1,081円)
	要介護4	12,457円(1,246円) / 12,550円(1,255円)
	要介護5	14,141円(1,415円) / 14,245円(1,425円)

※()内は1割の場合の利用者負担
※赤字は令和6年6月からの額

● 短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人

介護予防短期入所生活介護

要介護1~5の人

短期入所生活介護

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

介護老人福祉施設
〔併設型・多床室〕を利用の場合

要介護度	サービス費用のめやす	
	1日につき	
要支援1	4,658円	(466円)
要支援2	5,795円	(580円)
要介護1	6,228円	(623円)
要介護2	6,941円	(695円)
要介護3	7,695円	(770円)
要介護4	8,418円	(842円)
要介護5	9,131円	(914円)

※()内は1割の場合の利用者負担



短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人

介護予防短期入所療養介護

要介護1~5の人

短期入所療養介護

介護老人保健施設
〔多床室〕を利用の場合

要介護度	サービス費用のめやす	
	1日につき	
要支援1	6,295円	(630円)
要支援2	7,948円	(795円)
要介護1	8,524円	(853円)
要介護2	9,037円	(904円)
要介護3	9,694円	(970円)
要介護4	10,239円	(1,024円)
要介護5	10,804円	(1,081円)

※()内は1割の場合の利用者負担

※サービス費用の他に、食費、滞在費などが利用者負担になります。詳しくはP22をご覧ください。

ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。利用する際には、下記の点に注意しましょう。

- 連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は要介護認定などの有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。

● 有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けられます。

要支援1・2の人

介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1~5の人

特定施設入居者生活介護

要介護度	サービス費用のめやす	
	1日につき	
要支援1	1,879円	(188円)
要支援2	3,214円	(322円)
要介護1	5,566円	(557円)
要介護2	6,254円	(626円)
要介護3	6,973円	(698円)
要介護4	7,640円	(764円)
要介護5	8,349円	(835円)

※()内は1割の場合の利用者負担

有料老人ホームとは？

高齢者が暮らしやすいよう配慮した「住居」です。サービス内容や入居の条件等は有料老人ホームによって異なります。

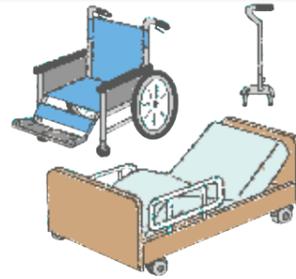
住所地特例が適用されます

地域密着型特定施設以外の特定施設に入居した場合、住所地特例が適用されます。他市町村にある施設に住所を移しても、住所変更前の藤井寺市に保険料を納め、保険給付を受けます。

福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。



要支援 1・2 の人 介護予防福祉用具貸与

要介護 1～5 の人 福祉用具貸与

対象となる福祉用具	要支援 1・2	要介護 2・3	要介護 4・5
	要介護 1		
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり（工事をともなわないもの）	●	●	●
スロープ（工事をともなわないもの）◆	●	●	●
歩行器◆	●	●	●
歩行補助つえ◆	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

● 利用できます
▲ 尿のみを吸引するものは利用できます
✗ 原則として利用できません
● 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
● 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

令和6年4月から ◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売での利用になります。

サービス費用のめやす

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1～3割を利用者が負担します。

福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売 申請が必要です

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入したとき、同一年度で費用のうち10万円を上限に、購入費に対する保険給付額が支給されます（利用者負担額1～3割）。



要支援 1・2 の人 特定介護予防福祉用具販売 要介護 1～5 の人 特定福祉用具販売

対象となる福祉用具 ●腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●排泄予測支援機器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から 次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。
●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

【償還払い】利用者がいったん購入費の全額を支払い、あとから購入費に対する保険給付額が支給されます。
【受領委任払い】利用者がサービス事業者利用者負担分のみを支払い、本市から購入費に対する保険給付額をサービス事業者へ直接支払います。

環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給 事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用のうち20万円を上限に、住宅改修費に対する保険給付額が支給されます（利用者負担額1～3割）。

要支援 1・2 の人 介護予防住宅改修費支給

要介護 1～5 の人 住宅改修費支給



住宅改修できる対象

- 廊下、階段、浴室などへの手すりの取り付け
- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 段差の解消 ●引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

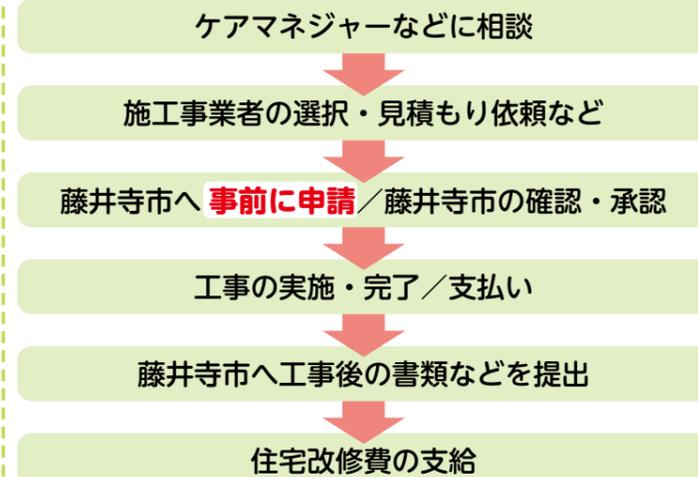
※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

住宅改修費の支給について ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

【償還払い】利用者がいったん改修費の全額を支払い、あとから改修費に対する保険給付額が支給されます。
【受領委任払い】利用者が施工業者に利用者負担分のみを支払い、本市から改修費に対する保険給付額を施工業者に直接支払います。

●高価な材料の仕様やオプション品の取り付け、新築、増改築などのリフォーム工事は介護保険における住宅改修の対象とはなりません。

利用手続きの流れ



事前の申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 図面
- 住宅改修が必要な理由書
- 住宅の所有者の承諾書
- 見積書（内訳入り）
- 改修前の写真（日付入り）

改修工事後に提出する書類

- 工事完了届
- 領収証（原本・写し）
- 請求書（内訳入り）
- 改修後の写真（日付入り）
- 受領委任払い届出書

※市町村によって手続きの流れや内容が異なる場合があります。

介護費用の一部が医療費控除の対象になります

- 介護保険を利用して支払った費用の一部が医療費控除の対象になります。
訪問看護などの医療系サービスと併せて利用した訪問介護などの福祉系サービス、施設サービスを利用して支払った自己負担額の一部が医療費控除の対象になります。
※医療費控除を受けるためには、サービス事業者が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された「利用料領収証」などが必要です。
- おむつに係る費用が医療費控除の対象になります。
6か月以上寝たきりの人のおむつ代は、主治医が発行した「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。
なお、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の場合、おむつを利用している人が要介護認定を受けていて、その認定内容が一定の条件に該当すれば、藤井寺市が発行した「主治医意見書確認書」を利用して申告できます。
※医療費控除の申告に必要な領収証には、おむつを使う人の名前と大人用のおむつ代であることが明記されている必要があります。
※詳しくは税務署にお問い合わせください。

施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP22をご覧ください。

生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



※()内は1割の場合の利用者負担

要介護3～5の人 介護老人福祉施設

サービス費用のめやす

	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
1日につき	要介護3	7,517円 (752円)	7,517円 (752円)	8,370円 (837円)
	要介護4	8,236円 (824円)	8,236円 (824円)	9,099円 (910円)
	要介護5	8,945円 (895円)	8,945円 (895円)	9,807円 (981円)

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。特例的に要介護1・2の人も入所できる場合があります。

在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



※()内は1割の場合の利用者負担

要介護1～5の人 介護老人保健施設

サービス費用のめやす

	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
1日につき	要介護1	7,363円 (737円)	8,144円 (815円)	8,236円 (824円)
	要介護2	7,836円 (784円)	8,657円 (866円)	8,708円 (871円)
	要介護3	8,503円 (851円)	9,325円 (933円)	9,376円 (938円)
	要介護4	9,068円 (907円)	9,869円 (987円)	9,941円 (995円)
	要介護5	9,571円 (958円)	10,393円 (1,040円)	10,454円 (1,046円)

長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。



要介護1～5の人 介護医療院

サービス費用のめやす

※()内は1割の場合の利用者負担

	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
1日につき	要介護1	7,404円 (741円)	8,554円 (856円)	8,729円 (873円)
	要介護2	8,544円 (855円)	9,684円 (969円)	9,859円 (986円)
	要介護3	10,988円 (1,099円)	12,139円 (1,214円)	12,313円 (1,232円)
	要介護4	12,036円 (1,204円)	13,176円 (1,318円)	13,351円 (1,336円)
	要介護5	12,971円 (1,298円)	14,121円 (1,413円)	14,295円 (1,430円)

部屋のタイプについて

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室的多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

- ・個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ・ユニット……少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

介護保険施設ではない高齢者施設（介護保険の対象外）

高齢者の暮らしを支える施設は、介護保険施設以外にもあります。「特定施設」の指定を受けている施設では、介護保険の「特定施設入居者生活介護（P17）」を利用できます。

有料老人ホーム

日常生活に必要な食事や入浴の提供、洗濯や掃除などの家事など、さまざまなサービスを提供する民間の施設です。

入居やサービスなどにかかる費用は、原則としてすべて自己負担ですが、入居条件や費用面も含めて、施設での生活スタイルやサービスの質などのバリエーションが多いのが特徴です。

介護付	介護が必要な人が対象で、介護保険によるサービスが受けられる「特定施設」の指定を受けており、介護スタッフも施設に常駐しています。
住宅型	介護が必要な人と、いまは介護は不要な人の両方を対象とした施設で、介護が必要な人は、外部の事業者から介護サービスを受けられます。
健康型	自立している人が対象で、生活を楽しむための施設が充実しています。介護が必要になった場合は、退去しなければなりません。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭での日常生活に近い環境で、生活支援サービスなどを受けながら生活できる施設です。自治体の助成を受けて運営されるため、比較的低額な利用料で入居できます。

入居対象 家庭環境や経済状況などの理由で、在宅生活が困難な60歳以上の人

サービス付き高齢者向け住宅

介護と医療が連携しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。安否確認と生活相談サービスを提供することが義務づけられています。

入居対象 原則として、60歳以上の単身者もしくは夫婦のみの世帯

※比較的元気な高齢者向けの住宅で、自力で身の回りの世話ができる高齢者が対象です。独自の入居条件を設定している施設もあります。

施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1～3割、居住費など、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



内容については、各施設
にお問い合わせください



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。
【 】内は令和6年8月からの金額です。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 【2,066円】	1,668円 【1,728円】	1,668円(1,171円) 【1,728円(1,231円)】	377円(855円) 【437円(915円)】	1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

居住費（滞在費）・食費が軽減される場合があります 申請が必要です

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、居住費など・食費は負担限度額までの負担になります。残りは介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

■負担限度額（1日につき） 令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	利用者負担内容	居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円】 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額※＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円】 (480円)	370円 【430円】	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額※＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 (880円)	370円 【430円】	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額※＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 (880円)	370円 【430円】	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。
※「合計所得金額（特別控除後）」とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額であり、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。かつ、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。
「その他の合計所得金額（特別控除後）」とは、合計所得金額（特別控除後）から、公的年金等に係る雑所得を控除した額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①世帯分離している配偶者が市民税課税の場合
- ②・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住んでいる市町村のサービスのみ利用できます。

●認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



認知症の人が共同生活する施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

〈ユニット数1の場合〉※（ ）内は1割の場合の利用者負担

- 要支援2の人 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援1の人は利用できません。
- 要介護1～5の人 認知症対応型共同生活介護

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援2	7,815円(782円)
	要介護1	7,856円(786円)
	要介護2	8,226円(823円)
	要介護3	8,462円(847円)
	要介護4	8,637円(864円)
	要介護5	8,821円(883円)

●日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

- 要介護1～5の人 地域密着型通所介護

※（ ）内は1割の場合の利用者負担

内容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上 8時間未満 の場合 〈送迎を含む〉	要介護1	7,733円(774円)
	要介護2	9,140円(914円)
	要介護3	10,598円(1,060円)
	要介護4	12,036円(1,204円)
	要介護5	13,474円(1,348円)

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象にした通所介護。事業所で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

- 要支援1・2の人 介護予防認知症対応型通所介護
- 要介護1～5の人 認知症対応型通所介護

〈単独型を利用する場合〉※（ ）内は1割の場合の利用者負担

内容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上 8時間未満 の場合 〈送迎を含む〉	要支援1	8,894円(890円)
	要支援2	9,927円(993円)
	要介護1	10,268円(1,027円)
	要介護2	11,383円(1,139円)
	要介護3	12,499円(1,250円)
	要介護4	13,625円(1,363円)
	要介護5	14,740円(1,474円)

● 通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

※令和6年4月1日現在で藤井寺市内に該当する施設はありません。



要支援1・2の人 介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人 小規模多機能型居宅介護

※()内は1割の場合の利用者負担

	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき	要支援 1	35,638円 (3,564円)
	要支援 2	72,020円 (7,202円)
	要介護 1	108,031円 (10,804円)
	要介護 2	158,772円 (15,878円)
	要介護 3	230,968円 (23,097円)
	要介護 4	254,913円 (25,492円)
	要介護 5	281,068円 (28,107円)

このサービスを利用している間は、以下のサービスは利用できません。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- その他の地域密着型サービス

● 小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所する人が、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護3～5の人 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈ユニット型個室を利用する場合〉

※()内は1割の場合の利用者負担

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要介護 3	8,503円 (851円)
	要介護 4	9,253円 (926円)
	要介護 5	9,972円 (998円)

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。特例的に要介護1・2の人も入所できる場合があります。

● 複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

要介護1～5の人 看護小規模多機能型居宅介護

※()内は1割の場合の利用者負担

	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき	要介護 1	128,577円 (12,858円)
	要介護 2	179,896円 (17,990円)
	要介護 3	252,888円 (25,289円)
	要介護 4	286,822円 (28,683円)
	要介護 5	324,444円 (32,445円)

● 24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1～5の人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈一体型(訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供)を利用する場合〉※()内は1割の場合の利用者負担

	要介護度	サービス費用のめやす (訪問看護を利用しない場合)	サービス費用のめやす (訪問看護を利用する場合)
1か月につき	要介護 1	56,747円 (5,675円)	82,797円 (8,280円)
	要介護 2	101,282円 (10,129円)	129,343円 (12,935円)
	要介護 3	168,178円 (16,818円)	197,438円 (19,744円)
	要介護 4	212,745円 (21,275円)	243,390円 (24,339円)
	要介護 5	257,290円 (25,729円)	294,865円 (29,487円)

● 小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど)のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けられます。

※令和6年4月1日現在で藤井寺市内に該当する施設はありません。

要介護1～5の人 地域密着型特定施設入居者生活介護

※()内は1割の場合の利用者負担

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要介護 1	5,607円 (561円)
	要介護 2	6,305円 (631円)
	要介護 3	7,034円 (704円)
	要介護 4	7,702円 (771円)
	要介護 5	8,421円 (843円)

● 夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。

※令和6年4月1日現在で藤井寺市内に該当する施設はありません。



要介護1～5の人 夜間対応型訪問介護

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

※()内は1割の場合の利用者負担

内容	サービス費用のめやす
基本夜間対応型訪問介護費	10,305円 (1,031円/月)
定期巡回サービス	3,876円 (388円/回)
随時訪問サービス	5,908円 (591円/回)

介護予防・日常生活支援総合事業

介護が必要とならないようにするためには、早いうちから介護予防に取り組むことが大切です。介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、訪問型サービス、通所型サービス以外にも65歳以上のすべての方を対象とした藤井寺市が行う介護予防サービスがあります。一人ひとりの身体の状態や生活の状況などに合わせてサービスを上手く利用し、介護予防に取り組みましょう。

藤井寺市では、あなたのいきいき健康ライフを応援しています！

「お悩み解決！訪問」

～あなたに合わせた、元気アップの方法を探します～

運動または栄養面で不安や困りごとがある方の自宅へ、専門職とケアマネジャー（または地域包括支援センター職員）が訪問し、一人ひとりに合った助言を行うことで自立した暮らしを応援する取り組みです。



*この藤井寺市の取り組みは、令和元年「第8回健康寿命をのぼそう！AWARD」優良賞を受賞しています。

運動の助言

または

栄養の助言

リハビリ職（理学療法士または作業療法士）が訪問

お体の状態を確認し、元気でいられるよう運動や動作のアドバイスをします



お悩み

- ★今までできていた掃除や洗濯がしんどい
- ★家の中でつまずいたり滑ったりする
- ★歩くのが遅くなった など

管理栄養士が訪問

食生活を確認し、元気でいられるよう食事や調理のアドバイスをします



お悩み

- ★退院後の食事の管理が分からない
- ★栄養が足りているか、偏っていないか心配
- ★この半年で2～3kg体重が減った など

あなただけへのアドバイスができます

- 対象** 概ね65歳以上で体の不安や困りごとのある方（要介護認定の有無は問いません）
- 内容** ケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員と、運動または栄養の専門職と一緒に訪問し、助言します
- 利用方法** 市へ申込書を提出
- 費用** 無料



笑顔でいきがい健康づくり 外に出る 経験を生かす

土いじりが好き。外に出たい。そんな人が集える場所があります。



草引きをして花を綺麗にしている様子

園芸福祉

地域のボランティアと一緒に草花の手入れを行います。

- 時期** 春期と秋期（週1回程度）
- 場所** 藤井寺小学校
道明寺南幼稚園
- 問合先** 藤井寺市高齢介護課
☎939-1169



参加者の声

皆とお話しするのが楽しいです。参加するようになってから、気持ちが明るくなりました！

ええとこふじいでら♪体操

運動する

藤井寺市では、市民のみなさんが何歳になっても元気で生活するために「ええとこふじいでら♪体操」を作りました！

藤井寺市民音頭に合わせて、古墳の形、まなりくんの立ち姿など、本市ならではの振り付けで、運動が苦手な方でも楽しく行える健康体操です。筋力や体力が付き、バランス力も高め転倒予防になるほか、腰痛やひざ痛の予防にも効果があります。



この体操は各地区の集まりでも行われ、地域に広がりつつあります。

参加者の声

椅子や車椅子に座ったまま体操できるので、この体操だったら無理なく続けられます！

藤井寺市では、今後も地域に出向き、この体操を広め、みなさんの笑顔あふれるつながりの場を増やしていきたいと考えています。「地域の皆で集まって健康づくりをしたい」「使ってもらえる空きスペースがある」という人、まずはお気軽にお問い合わせください。

ええとこふじいでら♪体操 1ばん



*まなりくんは鏡に映った向き

 首を右に曲げて 左側の首筋をゆっくり伸ばします	 左に曲げて 右側の首筋も同様にゆっくり伸ばします	 首をゆっくり大きく回しましょう	 両肩をギュッとすくめて、ストンと下ろします
どこで逢うたん	ええとこ藤井寺	初天神の帰り道	肩を並べて春がきて
 深くお辞儀をして	 後ろにゆっくり反らします	 バットをかまえて、ホームラン！（右打ち）腰をしっかり回してください	 同様に、左打ちでホームラン！
千日参りで	約束できた	思い出甘い	球場の夜
 全身を縮めて大きく開きます！	 手を組んで背伸び しっかりともしっかりかかとも上げましょう	 古墳をイメージし大きく円を描いて	 両手を外へ開くと同時に 右足も開いて パチン！
愛がいっぱい	若さがいっぱい	明るい市だよ	ふじいでら

認知症の人の状態に応じたケア (認知症ケアパス)

認知症ケアパスとは、「認知症かな?」と思った時から、生活をする上で色々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。認知症を引き起こす疾患や身体症状等により、必ずしもこの通りになるわけではありませんが、今後を見通す参考にしてください。

認知症の度合い	気づき	軽度	中程度	重度	
見られる症状・行動の例	認知症の疑い ●物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している。	症状はあっても日常生活は自立 ●買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している。 ●新しいことがなかなか覚えられない。 ●料理の準備や手順を考える等状況判断が必要な行為が難しくなる。	見守りがあれば日常生活は自立 ●服薬管理ができない。 ●電話の対応や訪問者との対応等が一人では難しい。 ●たびたび道に迷う。 ●買い物等それまでできたことにミスが目立つ。	日常生活に手助けや介護が必要 ●着替えや食事、トイレ等が上手にできない。 ●財布等を盗られたと言い出す。(物盗られ妄想) ●自宅が分からなくなった。 ●時間・日時・季節が分からなくなる。	常に介護が必要 ●ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しい。 ●言葉によるコミュニケーションが難しくなる。 ●声かけや介護を拒む。 ●飲み込みが悪くなり食事に介助が必要
予防する・悪化を防ぐ・人とつながる (介護予防・悪化予防)	お悩み解決! 訪問・園芸福祉・ええとこふじいでら♪体操 (P26、27)・老人クラブ (P30) ふれあい会食会・いきいきサロン活動 (P30) 松水苑 (老人福祉センター)・サークル活動・講座 (P30)・園芸の講習会や展示会 (P30)	通所型サービス・(地域密着型) 通所介護 通所リハビリテーション (P16)	訪問リハビリテーション (P15) (地域密着型) 通所介護・認知症対応型通所介護 (P16、23) 通所リハビリテーション (P16)		
仕事・役割を持つ	シルバー人材センター・藤井寺ファミリーサポートセンター・ボランティア活動 (P32)				
見守る(安否確認・見守り)		徘徊高齢者SOS ネットワーク・みまもりホットライン (P32)			
生活を支える		在宅高齢者給食サービス (P31) 訪問型サービス・訪問介護 (P14) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修 (P18、19)			
		日常生活自立支援事業 (P31) 車椅子の貸出 (P31)			
			在宅高齢者紙おむつ給付事業・寝具乾燥サービス (P31)・訪問理容サービス (P31)		
			成年後見制度 (P31)		
身体を介護する			訪問介護・訪問入浴介護 (P14) (地域密着型) 通所介護・認知症対応型通所介護 (P16、23) 短期入所生活介護・短期入所療養介護 (P17)		
医療を受ける		かかりつけ 医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局			
			訪問看護 (介護保険サービス・医療) (P15)		
自宅で包括的なサービスを受ける			看護小規模多機能型居宅介護 (P24) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P25)		
本人や家族を支える	介護者家族の会 (NICE!やまびこ) (P32)・認知症	サポーター・認知症初期集中支援チーム (P33)			
住まいを考える (自宅での生活が困難な方の住まい)		有料老人ホーム (P21) 特定施設 入居者生活介護 (P17)		介護保険施設 (P20、21) 認知症対応型共同生活介護 (P23)	

赤字……介護保険サービス 黒文字……介護保険以外のサービス

このガイドブックは藤井寺市で利用できるサービスを中心に記載しています。

●高齢者を支えるサービス(介護保険以外のサービス)①

●介護予防・認知症の悪化を防ぐ・人とつながる

名称	内容	問合せ先
老人クラブ	クラブ活動により、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりができます。 入会の相談等の問い合わせ先：各地区老人クラブ	藤井寺市 社会福祉協議会 ☎938-8220
ふれあい会食会 いきいきサロン活動	身近な地区の集会所等を利用して、地区の福祉委員が中心となって、ひとり暮らしの高齢者等への会食会やレクリエーション、小物づくり等の活動を行っています。	
しょうすいえん 松水苑 (老人福祉センター)	地域の方との交流を深められる、高齢者の憩いの場所です。 場所 国府2-5-38 月～土曜日、敬老の日 午前9：30～午後4：00(祝日、年末年始除く)	松水苑 (老人福祉センター) ☎939-7010
サークル活動・講座	音楽、学習、スポーツ、芸術など、各施設で様々な活動・講座をしています。市広報紙やホームページなどをご覧ください。直接お問い合わせください。 ※申込時期等によっては、参加いただけない場合もあります。 問合せ先 ・松水苑(老人福祉センター) 国府2-5-38 ☎939-7010 ・アイセル シュラホール(生涯学習センター) 藤井寺3-1-20 ☎952-7800 ・市民総合体育館 大井1-2-20 ☎939-1141 ・パープルホール(市民総合会館本館) 北岡1-2-3 ☎939-7020	
園芸の講習会や 展示会	花や盆栽の育て方等の園芸講習や展示会をしています。市広報紙等をご覧ください。直接お問い合わせください。 ※申し込み時期などによっては、参加いただけない場合もあります。	藤井寺市 まちとみどり保全課 ☎939-1228
小地域ネットワーク 活動	ひとり暮らしの高齢者などが地域で孤立しないよう、福祉委員を中心に活動しています。	藤井寺市社会福祉協議会 ☎938-8220



●生活を支える

名称	内容	問合せ先
在宅高齢者 給食サービス	在宅で生活していて身体状況などにより調理が困難な人などに、栄養バランスの整った昼食をお届けし、同時に安否確認を行います。 対象者 おおむね65歳以上で調理が困難なひとり暮らしの人や昼間独居の人、高齢者のみの世帯の人 費用 1食450円	藤井寺市 高齢介護課 ☎939-1169
在宅高齢者 紙おむつ給付事業	在宅で常時おむつを使用している人に紙おむつ、尿とりパッドの給付券(月5,000円)を交付します。 対象者 市民税非課税世帯で要介護3から5の在宅の人	
寝具乾燥サービス	自身での布団乾燥が困難な高齢者のみの世帯の人に、寝具の乾燥消毒または丸洗乾燥を行います。 ●所得や世帯などの要件があります。	
日常生活 自立支援事業	認知症等で判断能力が不十分な人に対して、契約に基づいて、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の管理や通帳・印鑑等の預かりなどを本人に代わって行います。 費用 サービスの利用料・年会費は前年分の所得税額に応じてかかります。	藤井寺市 社会福祉協議会 ☎938-8220
成年後見制度	認知症等判断能力が不十分なことで、不利益を被らないように、後見人などが本人に代わって法律や生活面での保護、支援を行います。 ・法定後見：認知症などで判断能力が不十分な人 ・任意後見：十分な判断能力があるうちに、将来の判断能力の低下に備えて支援を希望する人 利用方法 家庭裁判所への申し立てが必要。	藤井寺市 高齢介護課 ☎939-1169 藤井寺市 地域包括支援センター ☎937-2641
車椅子の貸出	介護保険制度による車椅子の貸与を受けていない人に、1週間又は6か月間を単位として一時的に車いすをお貸しします。	藤井寺市 社会福祉協議会 ☎938-8220
訪問理容サービス	要介護4または5の認定を受けた人のお宅へ、理容の出張サービスを行います。	藤井寺市 高齢介護課 ☎939-1169

● 高齢者を支えるサービス(介護保険以外のサービス)②

● 役割を持つ

名称	内容	問合せ先
シルバー人材センター	働く意欲のある高齢の人に、豊富な経験や知識を生かした仕事に就くことができる機会と場を提供します。	藤井寺市 シルバー人材センター 北岡1-2-3 ☎954-6005
藤井寺ファミリー・サポート・センター	地域において育児を援助したい人と、援助されたい人が会員となり、地域で互いに子育てを支え合う有償ボランティアの会員組織です。救急救命講習等の講習を受ける必要があります。 基本料金 700円/時間(平日日中の料金であり、時間外、休日の料金は異なります。)	藤井寺市 子育て支援課 ☎939-1162
ボランティア活動	朗読、手話、絵本の読み聞かせ、歌体操、自助具の作成、福祉活動、観光ガイド、音楽活動、伝承遊び、傾聴、体操、マジック、太極拳、吹き矢など	藤井寺市 社会福祉協議会 ☎938-8220 など

● 見守る

名称	内容	問合せ先
徘徊高齢者 SOSネットワーク	徘徊により行方不明になった人の特徴などを協力機関に情報提供し、速やかな発見を図ります。 ●ネットワーク地域：藤井寺市、羽曳野市、松原市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、柏原市、河南町、太子町、千早赤阪村	藤井寺市 高齢介護課 ☎939-1169 藤井寺市 地域包括支援センター ☎937-2641
みまもりホットライン	ひとり暮らしの人や昼間独居の人、高齢者のみの世帯で支援が必要な人などに、ボタンひとつで緊急を知らせることができる機器を1か月500円でお貸しします。緊急時にはオペレーターが24時間体制で対応を行います。また、機器を通じて看護師等に健康の相談ができます。	藤井寺市 高齢介護課 ☎939-1169

● 認知症の方や家族を支える

名称	内容	問合せ先
介護者家族の会 (NICE!やまびこ)	介護者同士、同じ立場の仲間と本音で語り合い、励まし合える場です。 日時 毎月第1水曜日(祝日の場合は第2水曜日) 場所 福社会館等 	藤井寺市 地域包括支援センター ☎937-2641

名称	内容	問合せ先
認知症サポーター養成講座	認知症サポーターは、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人と家族の身近な理解者や見守りの担い手となる人を育成する講座です。  	藤井寺市 地域包括支援センター ☎937-2641
認知症総合支援事業	●認知症地域支援推進員 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護等の連携強化などによる、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的として活動する「認知症地域支援推進員」を配置しています。 ●認知症初期集中支援チーム 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援をします。	

見るだけで学べる♪ 介護予防 DVD「いきいき笑顔の虎の巻」

いきいき 笑顔の虎の巻★
介護予防・健康維持のための9つのメニューを収録したDVDと冊子を配布しています。動画をみるだけで、個人でも自宅でリラックスしながら介護予防に取り組みます。市のYoutubeでも配信しています。

- メニュー**
- ・体操、有酸素運動
 - ・自分でできる健康チェック
 - ・笑いヨガ
 - ・舌・口・喉の体操
 - ・簡単調理レシピなど



配布場所：高齢介護課
☎939-1164

一部をご紹介

●**笑いの健康法「笑いヨガ」**
「挨拶笑い」「ブクブクうがい笑い」「後出しジャンケン」など。声を出して笑って手拍子をして、健康を手に入れる方法を伝授します！



●**健康な口づくり**
いくつになってもしっかり食べるためにはお口のお手入れが大切です。舌や喉の体操、入れ歯の洗い方など歯科衛生士さんに学びます。

